

## (2) 生活基盤の整備

本町への定住促進を図るため、快適で安心・安全な住宅環境整備を促進するとともに、定住者の住宅取得等について支援を行います。町営・公営住宅については、安全で快適な住まいを確保するため、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長期的な視点で計画的な住宅ストックの整備を進めます。

簡易水道については、今後、統合事業により老朽施設の更新を行い、下水道についても、合併処理浄化槽や農業集落排水事業を推進していきます。

地籍調査の実施により、土地の実態把握や筆界等のトラブルの解消、不公平課税の是正、災害等の復旧など土地の基本データの整備に努めます。

ITの恩恵を町内全域で受けることができる情報基盤整備と、ITに慣れ親しめる環境整備を目指します。

## (3) 道路・交通基盤の整備

本町は交通不便地帯であり、今後も益々高齢化が進むと思われ、高齢者や高校生等の交通手段確保は重要課題の一つです。地域公共交通会議で協議し、高齢者や高校生等のニーズに対応しつつ、交通弱者に優しい公共交通の整備を図ります。

また、道路整備については、町民の安全性や利便性を考慮し、計画的な維持管理を図るとともに、観光と連携し整備を行っていきます。

## (4) 消防・防災体制の充実

本町は、急傾斜地・土砂災害などの危険性の高い地形を多く有しています。そのため、町民の生命と財産を災害から守り、町民が安心して安全に暮らせる「災害に強いまちづくり」を総合的に取り組みます。

非常備消防としての消防団については、若年層の加入促進、機能別消防団員や女性消防団員の育成など、消防力の強化を図ります。

また、災害時における避難所の整備などにより、地域の防災力を高めます。

さらに、町民の消防・防災活動への参加促進と意識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

## (5) 防犯・交通安全対策の推進

犯罪のないまちづくりの実現は、住民生活にとって最も重要なことです。そのため、町民、警察署、防犯組合連合、教育機関等と連携し、防犯体制の確立・強化を図ります。

また、交通安全施設の整備・充実を推進するとともに、町民や警察署、交通安全協会等との連携により、交通危険箇所の把握など、地域の実情に応じた交通安全対策を推進します。

さらに、交通安全意識の高揚と啓発のため交通安全活動を推進していきます。

# 6

## 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、行政サービスの質的向上を図るとともに、行財政改革を進め、健全な行財政基盤を構築します。

また、町民の知恵と力を行政運営に活かすなど、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

### 5 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり (参加と協働)

(1) 町民参加と協働の推進

(2) 地域コミュニティの充実

(3) 行財政改革の推進

(4) 男女共同参画社会の形成

(5) 広域連携の推進

### (1) 町民参加と協働の推進

地方分権の確立に向けた動きの中で、町民ニーズを踏まえた効率的・効果的な行政運営を行うため、行政情報の積極的な公開や町民ニーズの的確な把握により、町民と行政がまちづくりの課題や目指すべき方向性を共有できるよう努めます。

また、町民の町政への参加意識の高揚や参加機会の充実を図り、住民活動団体などの活動を支援するなど、町政の多様な分野で町民参加と協働によるまちづくりを推進します。

### (2) 地域コミュニティの充実

過疎・高齢化の進行により地域活動が困難になってきている自治会もあることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。

また、自治会への加入促進や組織の再構築を支援します。

さらに、住民活動の拠点施設として、各地域・地区の集会施設の維持管理や学校施設の開放など、既存施設の有効活用に努めます。

### (3) 行財政改革の推進

多様かつ複雑な町民ニーズに対応した満足度の高い行政サービスを提供するため、行政コストの縮減や自主財源の確保に努め、効率的で効果の高い行財政運営を推進します。  
また、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや人材育成に努めます。

### (4) 男女共同参画社会の形成

労働の場、家庭生活、地域活動、政策・方針の決定過程など、あらゆる場面において男女が平等な立場で活動できるよう、男女共同参画意識の高揚に努めるとともに、女性の社会参加を進め、すべての人が充実して暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

### (5) 広域連携の推進

地域における生活圏が広域化してきている中で、多様化する町民ニーズへの対応や効率的な行政運営を図るため、鹿屋市を中心市とした大隅定住自立圏の形成など広域的な体制づくりを推進します。







### Ⅲ. 前期基本計画 (2015-2019)



# 第1部 総論

# 第1章 前期基本計画のあらまし

- 1 前期基本計画について
- 2 前期基本計画の体系図



# 1

## 前期基本計画について

「序章」で述べた通り、「前期基本計画」では、本計画の計画期間10カ年のうち、2019年（平成31年度）を目標年度とします。

ここでは、基本構想に示された計画の目標・理念と、施策の大綱を踏まえ、5カ年で実施していく具体的施策の内容を明らかにしています。

### 【「前期基本計画」と「後期基本計画」】



基本構想

まちの将来像

子や孫に感動を伝えるまちづくり

基本理念

町民と行政が知恵と力を出し合って  
行動する協働のまちづくり

基本政策

第1章  
活力ある産業と  
交流のまちづくり

第2章  
思いやりのある  
健康・医療・福祉の  
まちづくり

政策

第1節

農業の振興

第2節

林業の振興

第3節

水産業の振興

第4節

商工業の振興

第5節

観光業の振興

第6節

起業・創業活動への支援

第1節

保健・医療の充実

第2節

子育て支援・児童福祉の  
充実

第3節

高齢者福祉の充実

第4節

障害者福祉の充実

第5節

地域福祉の充実

基本施策

第1項 農業生産基盤の整備

第2項 農産物の高付加価値化と販路拡大

第3項 担い手の確保 育成と農業経営の安定化

第1項 森林環境の保全活用

第2項 林業経営体制の強化

第3項 生産基盤の充実

第1項 水産業経営の支援

第2項 水産環境の整備

第1項 地域に信頼される商工業の展開

第2項 農林水産業との連携

第3項 企業誘致の促進

第1項 「佐多岬」を核とした観光の魅力づくり

第2項 観光地域づくり推進体制の構築

第3項 広域連携による観光振興の取組の推進

第1項 起業・創業への支援

第2項 コミュニティビジネスへの支援

第1項 健康の増進

第2項 医療支援と医療体制の確保

第3項 国民健康保険事業の推進

第1項 子育て支援の充実

第2項 少子化対策の推進

第1項 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

第2項 高齢者の生活支援の充実

第3項 介護サービスの充実

第1項 障害者の自立支援の充実

第2項 障害者の社会参加の充実

第1項 福祉サービスの充実

第2項 地域福祉の体制整備

重点戦略  
の取組

I. 「南大隅町で暮らす」プロジェクト

II. 「南大隅町で働く」プロジェクト

南大隅町総合振興計画

前期基本計画

# 新たな始動、そして躍動へ！

地域の宝を活かして人々がふれあう  
交流のまちづくり

笑顔に満ち未来につなげる  
希望のあるまちづくり

## 第3章 誇りをもてる 教育・文化の まちづくり

## 第4章 自然環境と共生する 安全なまちづくり

## 第5章 効率的な行財政と 町民との協働による まちづくり

第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節	第1節	第2節	第3節	第4節	第5節
学校教育の充実	社会教育の充実	青少年の健全育成	歴史・文化の振興	スポーツの振興	環境の保全と 循環型社会の形成	生活基盤の整備	道路・交通基盤の整備	消防・防災体制の充実	防犯・交通安全対策の推進	町民参加と協働の推進	地域コミュニティの充実	行財政改革の推進	男女共同参画社会の形成	広域連携の推進

第1項 信頼される学校づくり 第2項 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進 第3項 確かな学力の定着を図る教育の推進	第1項 生涯学習の推進 第2項 社会教育団体の育成と活性化	第1項 青少年健全育成の推進 第2項 学校応援団の充実	第1項 地域文化活動の振興 第2項 文化財の保存と活用	第1項 生涯スポーツの振興 第2項 スポーツによる交流の活性化	第1項 地球環境の保全 第2項 循環型社会の形成促進	第1項 良質な住宅ストックの維持 第2項 上下水道の整備と維持管理 第3項 地籍調査の推進 第4項 情報基盤整備の推進 第5項 公共交通の整備	第1項 消防機能の強化 第2項 防災対策の推進	第1項 消防機能の強化 第2項 交通安全対策の推進	第1項 地域防犯体制の整備 第2項 交通安全対策の推進	第1項 町民参加のまちづくり 第2項 広報・広聴活動の充実	第1項 自治会組織の再編検討 第2項 自治会活動の活性化	第1項 行政運営の効率化による住民サービスの向上 第2項 人材育成の推進 第3項 健全な財政運営の推進	第1項 男女共同参画社会の形成促進	第1項 広域的な行政連携の推進
--	----------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	-------------------------------	---	----------------------------	------------------------------	--------------------------------	----------------------------------	---------------------------------	---	-------------------	-----------------

Ⅲ. 「南大隅町でもてなす」プロジェクト

Ⅳ. 「南大隅町で癒す」プロジェクト



# 第2部 各論

# 第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

- 〔第1節〕 農業の振興
- 〔第2節〕 林業の振興
- 〔第3節〕 水産業の振興
- 〔第4節〕 商工業の振興
- 〔第5節〕 観光業の振興
- 〔第6節〕 起業・創業活動への支援

### 現状と課題

農業は、本町の基幹産業であり、温暖な気候を活かした露地野菜・施設野菜をはじめ、果樹・花き等の施設園芸も定着しています。そこでは、国・県の農地整備事業等による生産基盤の整備、就農支援や省力化機械・施設等の整備により、生産拡大を進めています。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足、輸入農産物との競合などによる価格低迷などから、年々、離農者や耕作放棄地の増加が見られます。

また、町の農業生産額の約8割を占める畜産は、生産額が約68億円と年々増加傾向にあります。しかしながら、飼料の高騰、伝染病の発生などへの対応、家畜排せつ物の処理等環境への負荷削減への対応など厳しい経営環境への適切な対応が求められています。

このような状況の中で、本町の農業が持続的に発展していくためには、トレーサビリティや減農薬栽培など「安心・安全」な農産物の生産のほか、農商工連携・6次産業化による加工品の開発など、農産物の高付加価値化を図る必要があります。

さらに、地域農業の継続のため、新規就農者を確保するほか、高齢者の農業継続のための支援を行うことも重要です。

あわせて、継続的に地域の環境を守るために、環境保全型農業の推進も重要となります。

### 政策の基本方針

農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農村地域の秩序ある土地利用を図り、農業生産基盤の整備を図るとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、南大隅ブランドの高付加価値型農業への再構築に向けた取組を進めます。

また、地産地消、地産来消の展開や道の駅などを活用した積極的な販路拡大や顧客開拓に努め、企画・開発力に優れた活力ある農業のまちづくりを目指します。

さらに、観光や商工業などとの連携による取組を進め、農業の魅力づくりと活性化を図ります。

## 政策の体系

### 〔第1節〕 農業の振興

第1項 農業生産基盤の整備

第2項 農産物の高付加価値化と  
販路拡大

第3項 担い手の確保・育成と  
農業経営の安定化





## 第1項 農業生産基盤の整備

### (1) 農業生産基盤の整備

農業の生産性向上に向けて、農地やハウス等の農業関連施設など、生産基盤の整備を図るとともに、農業用水などの保全管理や就農者が作業しやすい環境整備に努め、農村の多面的機能の維持・増進を図ります。

### (2) 農地の荒廃防止

耕作放棄地の解消を図るため、地域農業の振興及び企業の農業参入を推進します。

また、畜産農家との連携で放牧による耕作放棄地の再生や、糞尿の還元による地力向上で、耕作放棄地化の予防を推進します。

### (3) 遊休地の活用

農業上の利用増進を図る農地については、農地流動化を進めることで認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めます。

### (4) 農業農村整備事業の推進

各種事業で整備された土地改良施設の保全・管理に努めるとともに、未整備地域の解消に努めます。

## 第2項 農産物の高付加価値化と販路拡大

### (1) 安心安全な農産物づくり

消費者の安全・環境志向に応えられるよう、トレーサビリティや減農薬・減化学肥料栽培による農産物の生産を進めるとともに、畜産部門との連携による資源循環型農業の推進を図ります。

### (2) 農産物の高付加価値の推進

トレーサビリティや減農薬・減化学肥料栽培への取組とあわせて、県の大隅加工技術拠点施設等との連携のもと6次産業化による加工品等の開発を進めることで、農産物の高付加価値化を支援します。



#### 【トレーサビリティ】

食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みのことを言います。

### （３）販路拡大の取組強化

農産物の生産拡大を進めながら、安全・安心でおいしい農産物のブランド化を推進し、町外への販売体制の強化やPRに努めるとともに、地場産農産物の消費拡大を図るため、物産館等を活用した地産地消・地産来消を推進します。



### （４）グリーンツーリズムの推進

農業や観光産業との連携を図り、グリーンツーリズムを展開するとともに、都市住民等との交流を通じた農産物・農産加工品の販路拡大等により、農村地域の活性化を図ります。



#### 【グリーンツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ペール（緑の旅行）と呼ばれています。

## 第3項 担い手の確保・育成と農業経営の安定化

### （１）担い手・後継者育成

生産力の向上を図るために、経営支援や技術支援を通じ地域農業の中核となる担い手を育成するとともに、法人化を進めることで安定した雇用の場を創設し、地域社会で後継者を育成する地域づくりを進めます。

また、持続的な農業を行える経営体の育成・支援を総合的に行う農業公社等の設置を検討します。

### （２）新規就農者・

#### UJIターン者等の確保

農地の斡旋、導入資金の貸付制度、生活費援助等の資金援助、品目別栽培技術の指導助言など、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。



#### 【UJIターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指します。

### (3) 高齢者の農業継続

農作業の受委託制度の確立や高齢者向けの作物導入で、体力に応じて農業が継続できるよう支援します。

また、集落営農を推進し、年齢に合った作業や役割分担で高齢者が生きがいをもって農業経営に参画できる地域づくりを推進します。

### (4) 集落営農の推進

地域農業の継続的発展を図るため、農業機械の効率化や作業の省力化に向けた農作業の受委託組織の育成など、共同して農業経営を行う集落営農組織の育成を図ります。

### (5) 畜産経営の支援

優良牛導入の基金活用の継続、高齢生産豚・牛の更新を推進するとともに、共同出荷を支援します。



#### 【集落営農】

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織をいいます。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態があります。集落営農の歴史は長く、特に西日本では集落営農による地域農業が盛んです。

国は、品目横断的経営安定対策において、特定農業団体またはそれと同等の集落営農組織を支援対象に含められました。特定農業団体は、「地域内農地の3分の2以上の集積目標、組織の規約の存在、経理の一元化、中心農業者の農業所得目標、法人化計画、面積要件は平地で20ha以上」という認定の要件がありますが、地形的条件や生産調整との関連で要件を緩和する特例措置もあります。中山間地域では10haまで緩和が可能です。



### 現状と課題

本町の総森林面積は16,671haで、そのうち民有林面積は9,319haとなっており、総森林面積の56%を占めています。民有林のうち人工林は、スギ・ヒノキを主体に4,079haで、人工林率44%です。

木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい状況にあり、維持管理の行われな森林の増加による森林の機能の低下が懸念されます。将来にわたって森林の持つ公益的機能を維持していくため、生産基盤となる林道等の整備、林業団体や担い手・後継者の育成、除間伐の推進や間伐材の有効利用などの事業継続に加え、高性能林業機械の整備が急務となっています。

また、森林組合の広域合併、林業関係団体の経営改善が求められます。

さらに、作業道新設等の基盤整備や荒廃山林解消に向けた対策等を積極的に進める必要があります。

### 政策の基本方針

アジア地域への木材輸出の増加や将来予想される国産材時代を見据え、作業道の開設や林道整備を推進し、高性能林業機械などによる効率的な生産システムの構築を図ります。

また、持続的な森林の維持を図るために、林業後継者の育成を図り、新規就業者の確保に努めます。

一方、水源涵養や緑の保全など森林の持つ多面的機能を総合的かつ有効的に発揮させるために、森林の「資源の循環利用」、「水土保全」、「森と人との共生」を重視した健全な森林資源の維持増進、有効活用を図ります。

### 政策の体系

